

呉市教育委員会会議録
(平成29年7月21日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成29年7月21日定例会

- 1 開催日時 平成29年7月21日(金) 15:00開会
15:25閉会
- 2 開催場所 851会議室(呉市役所8階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 舩尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 中島正雄
教育部参事補 細本裕一
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
教育総務課課長補佐 大窪敏幹
- 5 傍聴者 0人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 報告第18号 寄附受納について
- (4) 教議第25号 公文書不存在通知書に対する異議申立てに係る裁決書（社会科歴史的分野）
について
- (5) 教議第26号 公文書不存在通知書に対する審査請求に係る裁決書（社会科公民的分野）に
ついて
- (6) 報告第19号 専決処分について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、香川委員・森尾委員にお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成29年6月26日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第4及び5については、重要な行政処分の決定であり、その公正を保持する必要があると判断される案件のため、日程6については、議会に諮る案件のため、それぞれ非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

報告第18号 寄附受納について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第18号「寄附受納について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

細本参事補 それでは報告第18号「寄附受納について」報告いたしますので、資料1ページを御覧ください。

この度、尾道石材株式会社代表取締役小迫佳紀氏より、呉市立呉高等学校に対し、第89回選抜高等学校野球大会出場記念碑、907,000円相当の寄附申し込みがあり、これを受納することといたしました。

元高校球児である小迫氏が、強豪相手に熱戦を繰り広げた選手の活躍に感銘を受けられ、今後のエールを込めて御寄附を申し出られたものです。

なお、資料中段に設置場所、下段に受納した記念碑の写真を添付しておりますので御参照下さい。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の報告第18号「寄附受納について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
それでは、これより非公開の議題に入ります。

教議第25号	公文書不存在通知書に対する異議申立てに係る裁決書（社会科歴史的分野）について
教議第26号	公文書不存在通知書に対する審査請求に係る裁決書（社会科公民的分野）について

（非公開案件です。）

報告第19号 専決処分について

教 育 長 次は、日程第6の報告第19号「専決処分について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

大 森 課 長 それでは、報告第19号「専決処分について」御説明いたしますので、資料の205ページを御覧ください。

まず、状況について御説明いたしますので、4の損害の状況を御覧ください。

本件は、昭和中央小学校校の校庭において、同校の学校主事が草刈り機を使用して草を刈っている際に、草刈り機によって跳ねられた小石が、近隣住居の窓ガラスに当たり、損害を与えたものです。

損害の程度は、ガラス面に複数箇所、1～2ミリ程度の傷がついたものでございます。

この損害賠償額の確定につきまして、地方自治法第180条第1項の規定、この規定は、地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項の内、特に指定されたものについては、市長が専決処分することができることを定めたものでございますが、この規定により、平成29年6月27日、市長が損害賠償に関する専決処分をいたしましたので、議会に報告する前に、これを御報告するものでございます。

1の賠償の理由につきましては、草刈り中の事故による窓ガラス損傷でございます。

2の賠償金額は、130,880円でございます。

3の賠償の相手方につきましては、呉市在住の個人でございます。賠償金は、全国市長会学校災害賠償補償保険が適用され、保険会社を通じて賠償の相手方に支払われます。

なお、この度の事故を受けまして、草刈り機を使用する際の注意喚起を平成29年6月28日付けで、各学校長宛に通知を行いました。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の報告第19号「専決処分について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 草刈り機を使用していて小石が跳ねたという事故は以前にもあり、その時にも、どうやったら防げるかといった注意事項を検討され、今後このようなことがないようにと言われたが、そういった注意事項やマニュアルなども、年度が替わり人事異動などで人が替われば、不注意で起こってしまうこともあります。もう一度、注意徹底をできればと思いますので、よろしく願います。

大 森 課 長 今回も、事故を受けての注意喚起通知となってしまいました。確かに、人が替わればということはあるかと思えます。今後は、年度当初には、注意喚起の

文書を通知していきたいと考えております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

以上で定例会を閉会します。

(1 5 : 2 5)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 中 村 弘 市 ）

（ 委 員 香 川 治 子 ）

（ 委 員 森 尾 敬 介 ）

（平成29年7月21日定例会）